

浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の変更届について

変更内容を届出に明記し、変更から10日以内に下記の書類を添付して提出してください(正副各1部)。
ただし、履歴事項全部証明書の提出を伴う変更の場合は、変更から30日以内の提出で構いません。
(浄化槽清掃業は変更から30日以内となりますが、下記変更内容については一般廃棄物収集運搬業と併せて届出をお願いします。)

必要な添付書類	変更内容			
	名称又は所在地	役員	車両(※1)	従業員
一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項 変更届出書	○	○	○	○
浄化槽清掃業許可申請事項等 変更届出書	○	○	-	○
履歴事項全部証明書(※2)	○	○	-	-
印鑑証明書(※2)	○	△ (代表者変更の場合)	-	-
定款又は寄付行為	○	△ (代表者変更の場合)	-	-
新旧一覧表	-	○	○	○
住民票の写し(※2) (本籍地記載のもので、マイナンバーの記載 がないもの)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
登記されていないことの証明書(※2)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
履歴書(写真不要)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
車検証の写し(※3) (借用の場合は、併せて契約書の写し 等)	-	-	○	-
車両の写真(※4)	-	-	○	-
誓約書	○	○	-	-
現在の許可証	○	△ (代表者変更の場合)	-	-
重複書類省略の申立書	○	○	-	○

※1 車両の増車は事前に相談してください。また、故障等による一時的な車両変更については
清掃業務課へご相談ください。

※2 発行から3か月以内のもの。

※3 電子車検証の場合は自動車検査記録事項の写し又は電子車検証を専用読取アプリにて
読み込んだ車検証情報を出力したのも添付してください。

※4 車番が識別可能な前面及び側面のカラー写真を添付してください。正本・副本への添付とは
別に2部追加で提出願います。

内容により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
その他の変更については、資源循環推進課までお問い合わせください。